◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発稚内第１号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　購入等件名及び数量

道路テレメータ装置製造及び据付調整　一式（電子入札対象案件）

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　納入期限　平成24年２月10日

⑸　納入場所　支出負担行為担当官が指定する場所。

⑹　入札方法　総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

⑺　電子入札システムの利用　本案件は、証明書等の提出及び入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムにより難い場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」でＡ又はＢの等級に格付けされ北海道地域の競争参加資格を有する者。

⑶　当該製造物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績若しくは納入実績があることを証明した者であること。

⑷　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

⑸　北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

⑹　電子入札システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒097―8527 稚内市末広５丁目　北海道開発局稚内開発建設部契約課契約専門官　清野　明雄　電話0162―33―1084

⑵　電子入札システムのＵＲＬ及び問い合わせ先

国土交通省電子入札システム

https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/

上記３⑴の問い合わせ先に同じ。

⑶　入札説明書の交付方法　上記３⑴の交付場所にて交付する。

⑷　電子入札システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限及び紙入札方式による証明書等の受領期限　平成23年７月６日12時00分

⑸　電子入札システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　平成23年７月27日12時00分

⑹　開札の日時及び場所　平成23年７月28日11時00分　北海道開発局稚内開発建設部４階入札室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項

①　電子入札システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（証明書等）を所定の受領期限までに上記３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。

②　紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を所定の受領期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。

なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kimihiro Takahashi, Director of Wakkanai Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau

⑵　Classification of the products to be procured : 14

⑶　Nature and quantity of the products to be manufactured : 1 set of Telemetering Equipment for Road Management

⑷　Delivery period : 10 February 2012

⑸　Delivery place : The place specified by the Obligating Officer

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

②　have Grade A or B in terms of the qualification for participating in tenders of the “manufacture of product” or “sale of product” by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in Hokkaido region in the fiscal year of 2010・2011・2012

③　have proven to have actually manufactured or delivered the products concerned or the products with performance similar to that of the products concerned

④　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order

⑤　not be currently under suspension of nomination by Director-General, Hokkaido Regional Development Bureau

⑥　acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/

⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 6 July 2011

⑻　Time limit for tender : 12 : 00 p.m. 27 July 2011

⑼　Contact point for the notice : Akio Seino, Officer of Contracts Division, Contracts Division, Wakkanai Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau, Suehiro 5, Wakkanai, Hokkaido, 097―8527, Japan TEL 0162―33―1084

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年６月３日

支出負担行為担当官

環境省大臣官房会計課長　弥元　伸也

◎調達機関番号　021　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　件名及び数量

平成23年度から平成27年度特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に係る情報管理システムの改修に関する設計・構築・保守業務

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　契約期間　契約締結日から平成28年３月31日

⑸　履行場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　入札金額については、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。